

件名	愛媛県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例	
主幹課	農地整備課	
根拠法令等	土地改良法施行令等の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 169 号）	
<p>【改正の概要】</p> <p>本県国営土地改良事業負担金等徴収条例において条文を引用している政令の改正（償還利率の改正）に伴い、同条例について所要の規定整備を行う。</p>		
条例該当条項 （用語）	条例において引用する法律、条文	
	現行の規定	改正後の規定
別表 （関連条文）	（第 2 条、第 3 条、第 4 条関係）	（第 2 条—第 5 条 関係）
別表 （利率）	年五分	土地改良法施行令第 53 条第 2 項の農林水産大臣の定める率
施行日	公布の日	
<p>【その他参考事項】</p> <p>国営土地改良事業負担金の償還利率については、土地改良法施行令第 53 条第 2 項に基づき年 5 分と定められていたが、昨今の金利水準を鑑み、当該利率については、国債の利率等を基礎とし、農林水産大臣により定める率へ改正されたことに対応するもの。</p>		